

指定小規模多機能型居宅介護事業所おはな 運営規程  
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松実会が開設する小規模多機能居宅介護事業所おはな（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能居宅介護事業（以下、「事業」という。）は、要介護者及び要支援者（以下、「利用者」という。）の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

- 1 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称：小規模多機能型居宅介護事業所おはな
- 2 所在地：岩手県滝沢市鶉飼狐洞1番地162

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- 3 介護従業者（看護職員） 1名以上  
利用者の健康状態等を明確に把握し、関係医療機関との連携を行う。
- 4 介護従業者 5名以上  
介護従業者は、登録者の居宅を訪問して事業を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し事業を提供する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 365日
- 2 サービス提供基本時間
  - (1) 通いサービス 午前7時00分から午後9時00分まで
  - (2) 宿泊サービス 午後9時00分から午前7時00分まで
  - (3) 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 1 登録定員 29名
- 2 通いサービス 18名
- 3 宿泊サービス 9名

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第7条 事業所の計画作成担当者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 1 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
  - (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
  - (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
  - (3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
  - (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 通いサービス  
事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 宿泊サービス  
事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

### 3 訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

- 4 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行うこととする。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険等負担割合証に定める額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
- (2) 宿泊に要する費用
- (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理美容代
- (5) レクリエーション及びクラブ活動費における材料費

- 1 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、滝沢市内の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 1 サービス提供前に健康チェックを行い、感染が疑わしき場合等において、サービス利用を中止する場合があること。
- 2 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 3 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(地域との連携等)

第12条 事業所は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センターの職員、有識者等による運営推進会議を設置し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに要望、

助言等を聞く機会を設けることとする。

- 1 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 2 事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域交流に努めることとする。
- 3 事業所は、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の実施する事業に協力する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所の職員は、事業の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずることとする。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行うこととする。

- 1 事故の状況及び事故に際して、処置内容等の対応について記録する。
- 2 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第16条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。非常災害に備え、地域住民の協力を得ながら、年2回以上の避難訓練を行うこととする。

(業務継続計画の策定)

第17条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。

- 1 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 2 事業所は、ピースフル滝沢、松実会指定訪問介護事業所と協働し、定期的に業務継続計

画の見直しを行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待の防止の為の指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くものとする。
- 5 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

(身体拘束等適正化の推進)

第19条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いものとする。事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(個人情報の保護)

第20条 利用者等の個人情報を含む居宅サービス計画・各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報に努めるものとする。

(秘密保持等)

第21条 事業所は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨に従業者との雇用契約にその内容を定めるものとする。

(苦情処理)

第22条 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、以下の対応を行うものとする。

- 1 苦情を受け付けるための窓口の設置。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合に当該苦情内容等の記録。
- 3 市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提出の求め、又は当該市町村職員か

らの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力する共に、市町村から指導又は助言を受けた場合においてはそれに従い必要な改善を行う。

- 4 市町村からの求めがあった場合は、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 5 利用者の苦情に関しては、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずると共に、必要に応じて医療衛生センターの助言、指導を求めるものとする。
- 2 事業所は、感染症の発症及びまん延防止の為のマニュアルを整備し従業者に対して研修を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第24条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメント防止対策を検討する研修を定期的（年1回以上）に開催する。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 職員採用時における、関係法令及び実務研修の実施。
- (2) 継続研修として、職場内及び職場外研修を実施し職員の資質向上に努める。
- 2 職員は、当該利用者から金品又はその他の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人松実会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。